

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1019番4
1019番1

牛瀬川

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1/5,000

868番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

440番30

440番10

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
- ※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

2647番1

920番1

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1083番42
867番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

東海北陸自動車道

2664番1

2664番2

440番16

東海北陸自動車道

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

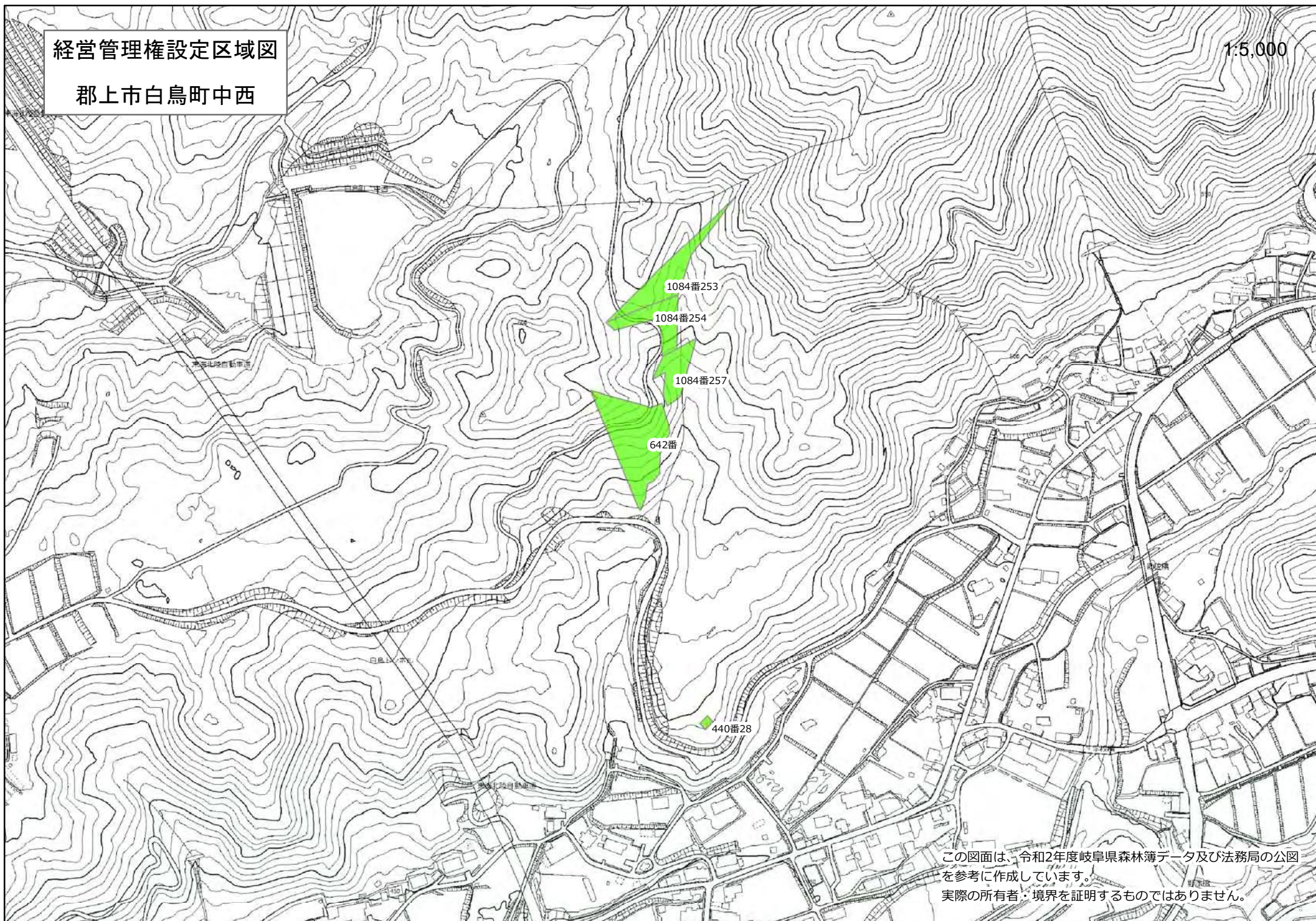
[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000



この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

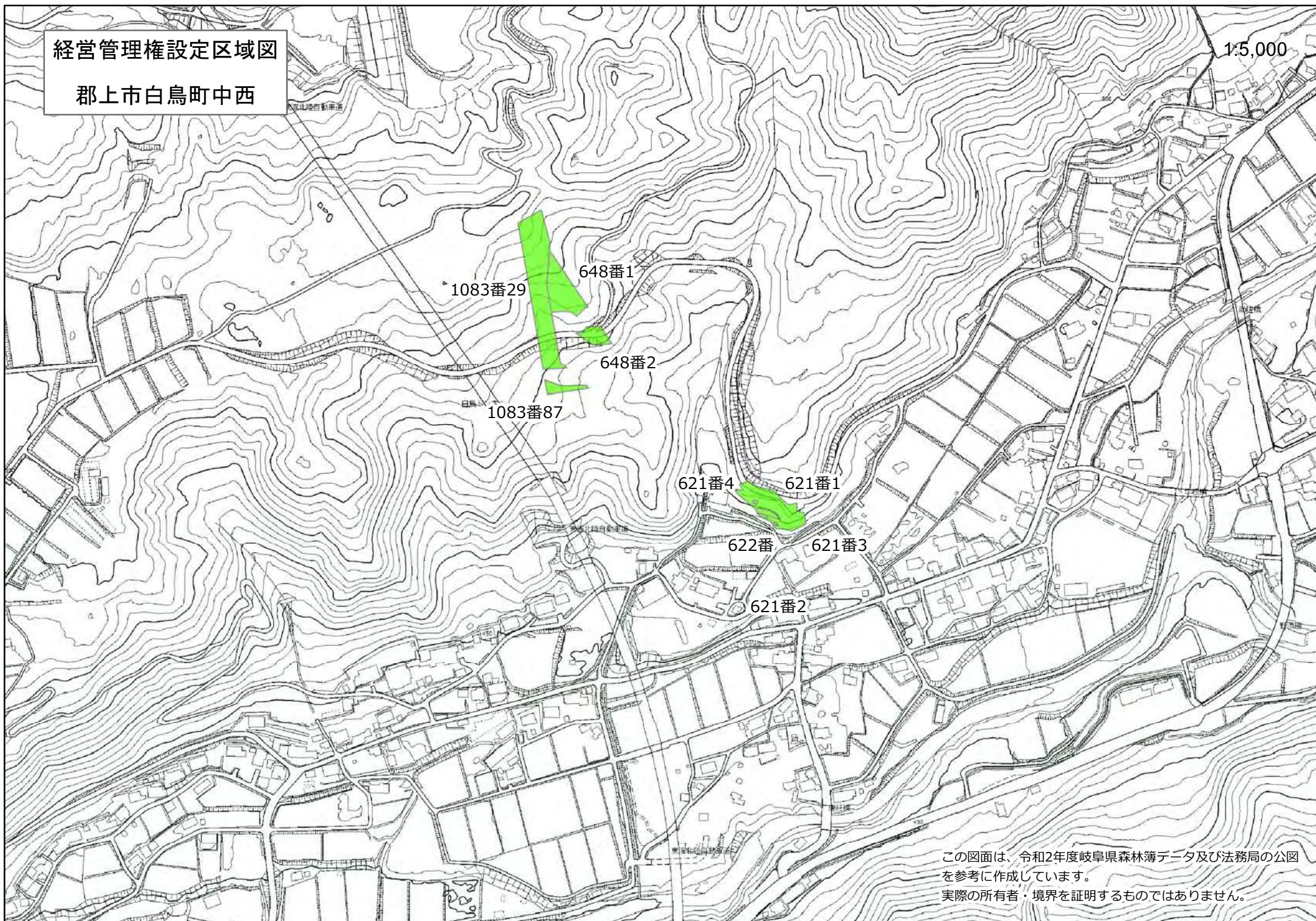
[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000



この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1084番274

1084番260

639番5

440番20

672番2

672番3

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	白-中西 R 2 第 1 0 号		経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)					(名称) 郡上市長 日置敏明		(所在地) 郡上市八幡町島谷228番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
								※※※※※※※※※※※※※※※※		※※※※※※※※※※※※※※※※				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に (D) を支払うべき時期、相手方及び 方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 (㎡)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の始期						
1	郡上市白鳥町中西字山鼻	440番17	85-へ-28-2	山林	838	ヒノキ	78	公告のあった 日から	2031,3,31	乙は、森林の多面的機能を を発揮させるため、郡上市 森林整備計画に基づ き、存続期間中に次の施 業を1回以上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林:間伐 ・広葉樹林:除伐 ・竹林:間伐又は除去 ・民家等に隣接し倒木に よる被害を及ぼすおそれ のある立木の伐採 伐採は林分・林地の状 態を把握したうえで、生 物多様性及び山腹崩壊 等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度の林道等から目視に よる巡視を行う。 経営管理実施権の設定 は行わない。	経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売に よる収益はこのものとし、乙が経営 管理を行うために要した経費は乙 が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	
2	郡上市白鳥町中西字山鼻	440番50	85-へ-38	山林	647	ヒノキ	78	公告のあった 日から						
3	郡上市白鳥町中西字山鼻	440番9	85-へ-38	山林	839	ヒノキ	78	公告のあった 日から						
4	郡上市白鳥町中西字長命	621番5	85-へ-43	山林	495	スギ	60	公告のあった 日から						
5	郡上市白鳥町中西字長命	634番1	85-へ-28-2	畑	353	ヒノキ	78	公告のあった 日から						
6	郡上市白鳥町中西字下切平	634番2	85-へ-29-1	原野	152	アカマツ	67	公告のあった 日から						
7	郡上市白鳥町中西字下切平	635番1	85-へ-28-2	原野	67	ヒノキ	78	公告のあった 日から						
8	郡上市白鳥町中西字下切平	635番2	85-へ-28-2	原野	178	ヒノキ	78	公告のあった 日から						
9	郡上市白鳥町中西字長命	635番3	85-ホ-30	原野	92	スギ	65	公告のあった 日から						
10	郡上市白鳥町中西字長命	637番	85-ホ-34	山林	125	その他L	65	公告のあった 日から						
11	郡上市白鳥町中西字長命	638番1	85-ホ-29-1	山林	1,010	スギ	65	公告のあった 日から						
12	郡上市白鳥町中西字長命	638番2	85-へ-28-1	山林	170	ヒノキ	78	公告のあった 日から						
13	郡上市白鳥町中西字長命	644番2	85-ホ-17-3	山林	1,262	その他L	111	公告のあった 日から						
14	郡上市白鳥町中西字長命	644番3	85-ホ-18-1	山林	997	その他L	89	公告のあった 日から						
15	郡上市白鳥町中西字長命	647番1	85-ホ-17-2	山林	3,179	スギ	36	公告のあった 日から						
16	郡上市白鳥町中西字長命	647番2	85-ホ-17-1	山林	669	その他L	111	公告のあった 日から						
17	郡上市白鳥町中西字長命	653番1の1	85-ホ-10	山林	9,897	スギ	108	公告のあった 日から						
18	郡上市白鳥町中西字長命	653番1の2	85-ホ-9-1	畑	26	たけ	0	公告のあった 日から						

[illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

644番2 635番3 638番1
637番 440番17
647番1 644番3 634番1 638番2
647番2 635番1 634番2 635番2
440番50
653番1の1 440番9
653番1の2 621番5
653番2 655番1 654番1
654番3 654番2

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

436番
440番18
440番15
440番35
440番11

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

884番1

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

846番3
846番4
846番6
846番5
839番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1084番2

1083番74

1083番75

440番13

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1084番256

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
 ※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

1019番3

946番1

1020番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所 在	地番	林班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢 (齡級)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住　所(同上)　　　郡上市長 日置敏明

住　所 (同上) [Redacted]

印

]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

440番19

659番1

910番1

1051番1

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

946番3

946番2

1032番1

牛瀬川

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

834番2

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	白-中西 R 2 第 2 0 号		経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)					(名称) 郡上市長 日置敏明		(所在地) 郡上市八幡町島谷228番地				
			経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
								※※※※※※※※※※※※※※※※		※※※※※※※※※※※※※※※※				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に (D) を支払うべき時期、相手方及び 方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積 (㎡)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の始期						
1	郡上市白鳥町中西字長本	1004番1	85-イ-32	山林	1,011	スギ	73	公告のあった 日から	2031,3,31	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、郡上 市森林整備計画に基づ き、存続期間中に次の施 業を1回以上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林:間伐 ・広葉樹林:除伐 ・竹林:間伐又は除去 ・民家等に隣接し倒木に よる被害を及ぼすおそれ のある立木の伐採 伐採は林分・林地の状 態を把握したうえで、生 物多様性及び山腹崩壊 等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回 程度の林道等から目視に よる巡視を行う。 経営管理実施権の設定 は行わない。	経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売に よる収益はこのものとし、乙が経営 管理を行うために要した経費は乙 が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。	
2	郡上市白鳥町中西字長本	1004番2	85-イ-32	畑	297	スギ	73	公告のあった 日から						
3	郡上市白鳥町中西字長本	1005番1	85-イ-32	原野	148	スギ	73	公告のあった 日から						
4	郡上市白鳥町中西字長本	1005番2	85-イ-32	畑	161	スギ	73	公告のあった 日から						
5	郡上市白鳥町中西字長本	1005番3	85-イ-32	畑	42	スギ	73	公告のあった 日から						
6	郡上市白鳥町中西字長本	1006番3	85-イ-32	畑	135	スギ	73	公告のあった 日から						
7	郡上市白鳥町中西字長本	1006番4	85-イ-32	畑	62	スギ	73	公告のあった 日から						
8	郡上市白鳥町中西字長本	1006番5	85-イ-32	原野	165	スギ	73	公告のあった 日から						
9	郡上市白鳥町中西字長本	1006番6	85-イ-32	原野	171	スギ	73	公告のあった 日から						
10	郡上市白鳥町中西字長本	1019番2の2	85-イ-32	原野	66	スギ	73	公告のあった 日から						
11	郡上市白鳥町中西字下切平	919番1	85-ロ-34	山林	470	たけ	0	公告のあった 日から						
12	郡上市白鳥町中西字下切平	922番5	85-ロ-4	山林	2,380	スギ	53	公告のあった 日から						
13	郡上市白鳥町中西字下切平	936番1	85-ロ-28	畑	230	その他未立 木	0	公告のあった 日から						
14	郡上市白鳥町中西字下切平	937番2	85-ロ-28	畑	251	その他未立 木	0	公告のあった 日から						

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所 在	地番	林班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢 (齡級)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 郡上市長 日置敏明

印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

919番1
936番1
937番2
922番5
1019番2の2
1006番5
1005番3
1006番4
1004番2
1004番1
1006番6
1005番1
1005番2
1006番3

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。
実際の所有者・境界を証明するものではありません。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible][illegible]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
※ (A) 欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

経営管理権設定区域図

郡上市白鳥町中西

1:5,000

643番1

643番4

643番2

649番1

649番2

652番

この図面は、令和2年度岐阜県森林簿データ及び法務局の公図を参考に作成しています。

実際の所有者・境界を証明するものではありません。

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除して事業を実施すること
- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
- 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
- 甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。